

本会議関連

提案事項名	該当頁
1 - 広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所変更手続き等の緩和	1
2 - 広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更 手続き等の緩和	1
3 - 民泊施設における自動火災報知設備設置義務の緩和	2
4 - イベント民泊における「1施設年1回」規制の緩和	2
5 - 民泊サービスにおける電子データでの許可申請・宿泊者名簿の保存	3

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 10月7日	28年 10月20日	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所変更手続き等の緩和	<p>【提案内容】 瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を向上(レンタカーの活用)させるため、ITの活用等によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、道路運送車両法及び車庫法による使用場所変更後15日以内での変更登録手続等を不要とする。</p> <p>【提案理由】 ○瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定で利用できる、旅行商品造成が求められている。 ○(一社)せとうち観光推進機構では、瀬戸内7県と連携し、観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の形成促進に向けた取組を推進しており、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、事業者によるレンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を支援している。 ○しかし、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とこととされている。 ○広域周遊観光の場合、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例:広島県 愛媛県)であり、レンタカーの「乗捨て、サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発地の配置事務所にレンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗捨て料金」に転嫁されており、観光客にとって魅力ある旅行商品造成につなげることが難しい。 ○道路運送車両法及び車庫法による変更登録等の手続きを不要とすることにより、レンタカー事業者にとって柔軟にレンタカーを配車でき、使用本拠の配置事務所に回送する役割を、観光客が担えることから、乗捨て料金の値下げ、魅力ある価格設定でレンタカー付き旅行商品の造成につなげることができるという効果が期待できる。</p>	(一社)せとうち観光推進機構、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県	警察庁 国土交通省
2	28年 10月7日	28年 10月20日	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	<p>【提案内容】 瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を向上(レンタカー型カーシェアリングの活用)させるため、イベント時など配置期間が短期間(1か月以内)の場合は、観光庁の認定ルートなど特定エリアに限り、道路運送車両法及び車庫法による使用場所変更登録等の手続きを不要とする。</p> <p>【提案理由】 ○瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっていない島も多数あり、移動手段が船に限られる。また、観光地が離島の場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。 ○(一社)せとうち観光推進機構では、瀬戸内7県と連携し、観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の形成促進に向けた取組を推進しており、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、事業者によるレンタカー型カーシェアリングを活用した取組を支援している。 ○しかし、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とこととされている。 ○瀬戸内の島々において、瀬戸内国際芸術祭など短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状況となっている。 ○期間限定のイベント開催であり、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上や、更なる誘客促進につなげることができるが、同法の規定がネックとなり、事業者がカーシェアリングを展開することができない。 ○道路運送車両法及び車庫法による変更登録等の手続きを不要とすることにより、瀬戸内の島々を訪れる観光客にとって、上陸後の移動手段を確保することができ、交通手段の利便性の向上、広域観光周遊の促進につなげることができるという効果が期待できる。</p>	(一社)せとうち観光推進機構、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県	警察庁 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	28年 11月1日	28年 11月16日	民泊施設における自動火災報知設備設置義務の緩和	<p>【具体的内容】 民泊施設に設置が義務づけられている「自動火災報知設備」について、警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視で代替できるようにする。</p> <p>【提案理由】 消防法施行令第21条第1項における、民泊施設に対する旅館・ホテルと同様に自動火災報知設備の設置義務付けは、個人を含め、小規模な事業者が多い民泊施設提供者の設置・維持コストの負担が大きい。</p> <p>警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視を導入した場合にも、警備会社の監視センターから消防機関へ確実に通報が可能となり、被害の拡大防止および周辺住民の安全・安心の確保に寄与することから、自動火災報知機と同水準の機能を果たしうる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省
4	28年 11月1日	28年 11月16日	イベント民泊における「1施設年1回」規制の緩和	<p>【具体的内容】 同一施設において、1年の間に1回を超えて、複数回のイベント民泊を実施できるようにする。</p> <p>【提案理由】 イベント開催時に自宅を旅行者に提供する行為(イベント民泊)について、「イベント民泊ガイドライン」は、「一施設については、年に1回、宿泊者の入れ替わりがない態様によってしか宿泊者を受け入れることができません」として、同一施設において1年の間に複数回イベント民泊を実施することを禁止している。</p> <p>イベント時は多くの場合、既存施設の受入だけでは対応が困難である。また、宿泊施設が逼迫するようなイベントを年に1回に制約できるものではなく、同一地域内で一年の間に複数回開催されるケースがある。かかる現状の下で、イベント民泊が一施設、年に1回と制約されているのは、イベント時の宿泊施設不足を解決できない。</p> <p>規制が緩和されれば、イベント時の一時的な宿泊施設の不足という課題の解決が望め、訪客数の増加による経済効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
5	28年 11月1日	28年 11月16日	民泊サービスにおける 電子データでの許可申 請・宿泊者名簿の保存	<p>【具体的内容】 民泊サービス開始時の届出・登録および宿泊者名簿の作成・保存について、電子データによる手続き・保存を可能にすべきである。</p> <p>【提案理由】 民泊に関する制度整備について、本年6月20日の「民泊サービスのあり方に関する検討会 最終報告書」では、住宅提供者、管理者および仲介事業者は民泊サービスを実施するにあたり、所管行政庁への届出を行うこと、住宅提供者および管理者は利用者名簿の作成・備付けを遵守すること、が提示されている。</p> <p>旅館業法では、宿泊サービス提供の許可を受ける場合に、営業施設所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区の場合は、市長又は区長)に申請書を提出し、営業許可を取得するにあたって、申請は書面または電子データでの作成が可能である。また、宿泊者名簿は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」第4条第1項に基づき、電磁的記録による保存が可能となっている。</p> <p>民泊においても、旅館業と同様に、電子データによる許可申請および名簿の保存を認めることで、民泊サービス提供者・管理者ならびに行政の業務効率化につながる。</p>	(一社)日 本経済団 体連合会	厚生労働 省 国土交通 省